

奈良県告示第二百八十三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、次のとおり生駒駅前北口第二地区市街地再開発組合の解散を認可した。

平成二十六年十一月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 市街地再開発組合の名称

生駒駅前北口第二地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十三年五月六日から平成二十六年十月三十一日まで

三 施行地区

生駒市北新町の一部

四 事務所の所在地

生駒市北新町一二番三二号

五 設立認可の日

平成二十三年四月二十八日

六 解散認可の年月日

平成二十六年十月三十一日